

キッチンカー出店に関する注意事項

[令和6年10月26日（土）開催]

1. 販売について

- (ア) 価格設定は各店舗にて定めてください。
- (イ) 商品・在庫の管理、お店の管理は自己責任でお願いします。
- (ウ) 販売に関する準備（釣り銭等）は各自で行ってください。
- (エ) 購入後のお客様対応は各自へ連絡が来るようにしてください。（オーダー品受け渡し、修理・返品等）
- (オ) 売上金等の管理は自己責任でお願いいたします。
- (カ) その他任意保険等は各自で加入願います。
- (キ) ゴミ処理について、調理ゴミは持ち帰っていただくこと、販売ゴミは、出店場所にゴミ捨て場を用意していただき、基本的に持ち帰って処分等のご協力をお願いします。

※フェスティバル終了後のお客様対応は事務局ではできません。ご了承ください。

2. 事前準備

必ず各出店者の責任において、最寄りの保健所等へ確認のうえ、必要な許可・届出等を行ってください。また、任意保険等も各自であらかじめ加入願います。

3. 当日について

イベント開催時間は9時00分から15時00分です。

準備について、キッチンカーの搬入等を8時30分までにお願いします。

片づけについて、安全上の理由から車の移動はフェスティバル終了後、15時30分から行ってください。

スタッフ関係者の駐車場の用意はありません。キッチンカーに同乗の上ご来場ください。

4. 周知活動について

当日、できるだけ多くの方に参加していただくため、みなさんの口コミやSNS等での周知活動にご協力ください。また、チラシ等の配布もよろしく願います。（公共施設での配布を除く。）

ただし、ポスターの掲示やチラシの設置等を依頼した場合は、開催終了後の撤収依頼を忘れないようお願いいたします。

令和 年 月 日

美濃加茂市社会福祉協議会 会長 あて

誓約書

令和 6 年度 ふれあい福祉フェスティバル キッチンカー出店について、「令和 6 年度 ふれあい福祉フェスティバル キッチンカー出店者募集要項」を熟読のうえ、その内容を確認し、出店を申し込みます。また、出店を行うにあたり、下記の事項について誓約します。

記

1. 「令和 6 年度 ふれあい福祉フェスティバル キッチンカー出店者募集要項」の記載事項を遵守するとともに、協議事項においても主催者判断に従います。その際には、主催者に対していかなる損害賠償も求めません。
2. 業務の遂行に関して、関係法令を遵守します。
3. 会場内においては、事業の安全運営を第一に、主催者より指示があった場合は速やかに指示に従います。
4. 主催者と十分な連携をとって事業を実施いたします。
5. 自己又は自団体の役員・関係者等が、次の各号のいずれにも該当しておりません。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）及び同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）
 - (2) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (3) 自己、自団体又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - (4) 暴力団員又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
6. 上記事項に違反した場合、直ちにブースを撤去するとともに、出店の不許可・取り消しに伴う損害が生じても一切美濃加茂市社会福祉協議会に対して要求いたしません。

住 所

団体名(屋号)

代 表 者 名

電 話 番 号

㊞